

# 「報酬額表」改訂のお知らせ

平成30年1月1日より、報酬額に関する告示が改正され、低廉な空家等の売買または交換の媒介・代理であって、通常の媒介・代理と比較して現地調査等の費用を要するものについては、現行の報酬額の上限に加えて、当該費用に相当する額を合計した額の報酬を売主または交換の相手方から受けることができるようになりました。

これに伴い、平成30年1月1日以降に会員の皆様の店舗におかれましても、差し替えをしていただく必要がございます。『月刊不動産』1月号(本号)同封の報酬額表(縦版)をご利用いただくか、下記の方法にて、ホームページよりダウンロードし、印刷をお願いいたします。なお、ホームページでは、横版をご用意しております。



- ① ラビネットにログイン
- ② 契約書・書式集をクリック



- ③ キーワード検索で「報酬額表」を検索



- ④ PDFをダウンロード

新しい報酬額表に必ず差し替えてください

